

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「十万円」を「三十万円」に改める。

附則第二条中「平成二十六年六月三十日」を「平成三十一年六月三十日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十二条第一項の改正規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。